

令和3年10月定例総会議事録

- 日 時 令和3年10月19日（火） 午前9時32分～午前11時21分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 - 第3号 買受適格証明願（転用目的）
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第6号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第7号議案 非農地通知について
 - 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）
 - 第10号議案 佐賀市農地利用最適化推進委員の移植について
 5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。

先日、佐賀市長、佐賀市議会議員選挙がございまして、新しい市長さんと議員さんが選ばれました。その中で、佐賀市農業委員会も、佐賀市の農業について施策を十分お願いして、今後とも活動を十分行っていただきたいと思います。

また、先週の11日、私達、農業委員会の先輩であります坂井邦夫氏が突然亡くなりました。私は12年間一緒に農業委員をさせてもらって、本当にいい先輩であり、よきアドバイスを得て今日に至っています。

今後とも、坂井氏の意味を継いで、農業委員会を邁進していきたいと思いますので、皆さん御協力のほどよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

それでは、先ほどの報告のとおり、23名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和3年10月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出12件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知26件、報告第3号 使用貸借解約通知8件、報告第4号 形状変更届2件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出7件、局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的）1件。議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請28件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転1件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定145件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について5件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）10件、第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）2件、第10号議案 佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱について1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月8日、北部は10月12日に行っております。

また、調査会については、南部が10月13日、北部が10月14日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名

してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、15番委員の福田委員、17番委員の平尾委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書25ページから27ページまで、並びに30ページ及び31ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番から12番まで、並びに24番及び25番の審議結果について、私から報告いたします。

令和3年10月15日に開催された、第67回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係2件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～12

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から12番までの12件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから9ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～26

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から26番までの26件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページから12ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1・2

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページから17ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から7番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書18ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）

1

○会長

局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書19ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議

題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び3番の2件は、普通売買の案件、審議番号2番は、遺贈の案件です。

委員から、審議番号2番について、譲受人と譲渡人の氏名が同一であることについての質問があり、事務局から、譲渡人は、遺言執行人の立場として申請されている旨の説明がありました。

また、委員から、既に遺贈されているかの確認があり、事務局から、今回、農地法第3条の許可を受けなければ、遺贈としての所有権移転はできない旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5・6

○会長

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番及び5番の2件は、普通売買の案件、審議番号6番は、贈与の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページ及び23ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体的に造成されるものとして申請されたものです。

そこで、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第3号議案 農地法

第5条の規定による許可申請、審議番号2番の2件については、一体的に造成される計画であることから、一括審議・一括採決としました。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「農業用資材置場及び農作業場」の農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいます。既存の置場が手狭になったため、今般、新たに農業用資材置場及び農作業場の造成を計画したところ、申請地は、自宅や耕作地の近隣で管理がしやすいことから適地と判断し、申請されたものです。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番については、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に近く、住環境が良いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番の許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のc。

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の2件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「農業用倉庫」の農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、農業用機械を保管している自宅敷地が手狭であるため、新たに農業用倉庫の建築を計画したところ、申請地は、自己所有農地に隣接しており、効率的に農作業を行うことが可能となるため、適地と判断し申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農業用施設の敷地拡張」の農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は、農業及び畜産業を営んでいますが、飼料の加工用及び運搬用機械の大型化に伴い、資材置場や作業スペースが手狭となったため、敷地を拡張したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

○会長

審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページから25ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2を除く1～8

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番を除く、1番から8番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、上下水道が整備され、近くには教育施設や商業施設もあり、住環境が良いことから、適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地東側の水路境界の部分へのフェンスの設置について確認したところ、申請人から、住宅購入者の希望を確認しながらフェンスを設置する計画であるとの回答を得ました。

また、委員から、申請地南側宅地との境界部分において、新設コンクリートブロックと南側擁壁との間に隙間ができることについて確認したところ、申請人から、南側宅地所有者と協議し、張りコンクリートをするなど、草が生えない施工をしたいとの回答を得ました。

さらに、委員から、西側宅地の土留めブロックの水抜き穴についての確認があり、申請人

から、水抜き穴は元々、ブロックを保護するためのものであるが、申請地側にブロックを設置し、両方のブロックの間に少し隙間ができるので、水抜き穴から出た雨水は地面に浸透するため、問題ないとの回答がありました。

なお、申請人から、申請地南側の廃止されている吐出口については、試掘を行ってパイプラインの経路を確認し、他の農地に影響がないことを確認するとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500 m以内に2以上の教育施設及び公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しており適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「駐車場（一時転用）」の案件で、申請人は、金属加工機械の製造業を営んでいますが、今般、敷地内の工場の建て替えに伴い、申請地を工事期間中の従業員駐車場として利用したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番及び6番の2件は、転用目的が緑地のための「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

申請人は、食料品製造業を営んでいますが、九州事業所において、工場立地法で定められた緑地面積を満たしていないため、今般、不足分の一部の設置を計画したところ、申請地は、既存敷地と道路、水路に囲まれた農地であり、他の農地に与える影響がないことから、申請地を緑地帯としたいと、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、夫婦で土木建設業を営んでいますが、現在の資材置場が借地であるため、事務所のある夫の実家近くの申請地を新たな資材置場として利用したいと、申請されたものです。

委員から、申請地入口部分に架かる橋を2トン車が通ることについて確認したところ、この橋を渡ることに心配はしていないが、今後、市の担当課に相談し、市での対応が難しい場合は、申請者が必要に応じて行っていく旨の回答を得ました。

また、委員から、東側隣地の車両の出入りについて確認したところ、隣地の車両の通行に支障が生じないようにする旨の回答を得ました。

さらに、委員から北側の同時利用地となる宅地の西側の水路法面について確認したところ、申請人から、現時点では、破損しているコンクリート板柵を撤去し、安定勾配にて法面形成

することとしているが、その後は、護岸整備を検討する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、住環境が良いことから適地と判断し申請されたものです。

委員から、開発道路の幅員が約6.6mで計画されているが、自主的に行うものか確認したところ、住宅購入者や通行人の利便性を考え、自主的に道路を広く確保するように計画したとの説明がありました。

また、委員から、北側水路との境界に設置されるコンクリートブロックと既存コンクリート法面構造物との間について確認したところ、その間については、草が生えないよう張りコンを行う旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、転用目的が「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページから32ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9～28

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番から28番までの20件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番から12番までの4件は、転用目的が「自動車整備工場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、自動車関連業を営んでいますが、現在の自動車整備工場が佐賀唐津道路の計画路線にかかり、やむなく移転することになったことから、新たに自動車整備工場の建設を計画したところ、申請地は、幹線道路沿いにあり、大型自動車が乗り入れする上で適地と判断し、申請されたものです。

なお、事務局から、申請地は最大で1.7m盛土し、雨水については、地下に埋設される貯水槽に一旦溜めた後に、申請地北側の水路に随時放流される旨の説明がありました。

また、申請人に、申請地北側の水路法面の今後について確認したところ、草が繁茂しないように、申請人側で管理する旨の回答がありました。

さらに、委員から、開発後の申請地周辺の環境について、開発されて良かったと周辺住民から思われるようにして欲しい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号13番及び14番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、交通の便も良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地内に設置される開発道路について確認したところ、住宅購入者専用として持分登記する予定で、地元説明会では南側に通り抜け出来ないようにして欲しいとの要望があり、それを受けて、道路南側の端には取り外し式のガードパイプを、道路の北側には「通り抜け禁止」の看板を設置する事で、一般車両が通り抜け出来ないようにする旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「貸資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地西側の雑種地を貸資材置場として建設業者に貸していますが、今般、貸資材置場の有効利用を図るため、土地の交換を行ったうえで、申請地を貸資材置場としたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号16番から20番までの5件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、交通の便も良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側の境界から80センチ東側に引いてブロックを設置することについて確認したところ、申請地西側でハウス栽培されている農地所有者からの要望に応えたものであり、境界から引いた部分は申請人が通路として管理する旨の回答がありました。

また、委員から、住宅が建築された後に、日陰になる等で西側のハウス栽培に影響が出ないか確認したところ、西側農地の所有者から、住宅建築に当たっては、境界から2.3メートル離して建築してほしいとの要望があったので、その旨を考慮した計画にしているとの回答がありました。

さらに、委員から、申請地西側農地の、農作業への苦情が出ないように、農作業への理解について申請人から住宅購入者へ説明して欲しい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地の全ての雨水を申請地東側水路に放流することについて、問題はないか確認したところ、流量計算上は問題は無い旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号21番から23番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設等があり、住環境が良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の周辺は農地が残っているので、申請人から住宅購入者に対し、農作業への理解について説明してもらいたい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号24番及び25番の2件は、転用目的が「倉庫の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、食品製造業を営んでいますが、原料となるみかんを既存の倉庫だけでは保管することができずに、現在、屋外に保管している状況であるため、新たに倉庫の建築を計画したところ、申請地は既存の敷地に隣接しているため、作業の効率化を図る上で適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側に隣接する河川の堤防敷の管理について確認したところ、今回の転用にあって、盛土を行う部分については張りコンクリートを行う予定であるが、それ以外の部分については河川の管理者で対応してもらいたい旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、第1種農地イの（イ）のhと決定しております。

審議番号26番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設があり、住環境が良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側及び西側で樹木が繁茂していることについて確認したところ、建売分譲に影響がある部分については隣接地権者と協議をしており、伐採することになっている旨の回答がありました。

また、委員から、申請地西側の神社境界部分にコンクリートブロックを設置することになっているが、神社敷地の方に雨水が溜まらないように施工をして欲しい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号27番は、転用目的が「店舗兼用住宅の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、飲食業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、店舗兼用住宅の敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号28番は、転用目的が「車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、別の場所を借りて保管している車両を申請地に集約することで、事業の効率化を図りたく、申請されたものです。

申請人に、申請地北側及び東側宅地の既存ブロックが壊れそうになっていることについて確認したところ、これらのブロックはそれぞれ隣接地の敷地に建っているため、隣接者からの要望があれば補修を行う旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この20件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番から12番までの4件については、転用目的が「自動車整備工場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番から12番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番及び14番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番及び14番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号16番から20番までの5件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

先ほど北部調査会長さんから西側のビニールハウスのためにセットバックをされるという説明があり、土地利用計画図の中でも、ブロックが境界から引いて、設置されることになっているようです。その間については、管理とか、所有者とか、その辺は後々どうなるものですか、そこの管理上のことについて御意見をいただきたいと思います。

○北部調査会長

事務局お願いします。

○会長

事務局。

○事務局

この分の管理につきましては、開発業者の方が行うことになっています。所有権についても、開発業者が有するというで聞いております。

以上です。

○会長

はい、委員。

○委員

ビニールハウスの方に、贈与するような事はないのですか。

○会長

事務局。

○事務局

今のところありません。最初、3条でビニールハウスの方譲ってはどうかという話も事務局の方からさせていただいたんですけど、そうではなく、セットバックして通路として確保してほしいと、西側の地権者の方から言われているということです。

以上です。

○会長

はい、委員。

○委員

そこは、コンクリートとかもされるんですか。

○会長

事務局。

○事務局

いいえ、コンクリートではなく、真砂土での造成で終わらせるということです。

以上です。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号16番から20番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号21番から23番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号21番から23番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号24番及び25番の2件については、転用目的が「倉庫の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号24番及び25番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号26番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号26番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号27番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号27番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号28番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号28番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書33ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の1件：7,862㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

○会長

審議番号20番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事

参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、審議の順序を変更し、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号20番

更新 1件： 9,549㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号20番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書34ページから64ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

20番を除く 1～120

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号20番を除く、審議番号1番から120番までの119件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号20番を除く審議番号1番から120番までの119件

新規 10件： 178,112㎡

更新 109件： 677,460㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この119件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この119件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この119件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号20番を除く、審議番号1番から120番までの119件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書65ページから72ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

121～145

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号121番から145番までの25件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号121番から145番までの25件

新規 1件： 6,896㎡

更新 24件： 180,825㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この25件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この25件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、委員。

○委員

65ページの審議番号121番ですけど、借り手が熊本の方で、こちらまで耕作するのに、どうい関係で耕作するようになったか、その辺をお聞きしたいと思います。

○会長

事務局。

○事務局

今回の利用権設定は、農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う同一農家世帯内の親子間の利用権設定で、受け手の息子さんは、休日等に帰って来て耕作すると聞いています。

以上です。

○会長

委員。

○委員

では、熊本から佐賀まで耕作に来られるということですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

この耕作範囲というのは、大体何キロとか決めてなかったですかね。

○会長

事務局。

○事務局

通作距離にきちとした決まりはございません。今回の受け手の方は土日などに帰ってきて農作業をしますと言われていています。平日の管理については、貸し手のお父さんもまだ農業をできる体とは思っていますので、同一農家世帯のお父さんの補助等を受けながら農業をされていくものと思います。

以上です。

○会長

委員。

○委員

分かりました。以上です。

○会長

ちょっと私からよろしいですか。

農地の利用内容ということで、表作だけの耕作というように見受けられますけど、あくまでも表作だけということで耕作されますか。裏作の麦とかなんとかは耕作されないということですね。

はい、どうぞ。

○事務局

一応、表作の米のみということで耕作される予定になっています。

以上です。

○会長

距離的には遠いですけど、耕作するに当たって、表作だったら耕作できるかなという判断かなと私は思いますけどね。はい、どうぞ。

○事務局

今、会長が言われたとおり、やはり距離もございますので、なかなか年間を通して作物を作るというのは難しいところもあって、恐らく裏作の方は自己保全管理して、表作はきちっと作られるということだろうと思います。

以上です。

○会長

委員、今のお答えでよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この25件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号121番から145番までの25件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書73ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書74ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2・3・4・5

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から5番までの5件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、また、審議番号3番から5番までの3件については、北部調査会による現地調査を行い、調査会において審議しました。

審議番号3番から5番までの3件については、平成24年ごろに、〇〇〇〇〇が行った〇〇〇〇の浚渫工事の際に、浚渫土を使って嵩上げされた農地であり、現地調査においては、農地の表面部分が砂礫交じりの土で覆われ、固い状態になっていることを確認しました。

また、〇〇〇〇〇が同時に造ったと思われる農道も、先日の大雨により、さらに損傷がひどくなっており、一体的に原野化していることを確認しました。

委員からは、現在の状況では農地性がなく、もし、地権者が耕作できる状況にまで復旧するにしても、相当な工事費がかかり、現実的ではないとの意見が出されました。

その一方で、この申出地は面積が広大であることから、今回、非農地通知を出すことにより、将来、別の用途に利用される懸念があるのではないかとの意見が出され、事務局より、国からの通知では、農地性が有るか無いかなどを客観的に判断して、非農地通知書を発行するようになっているとの説明がありました。

また、非農地決定後に、ほかの用途で利用される場合には、関係法令の規定に基づき、各関係機関への申請などが必要となり、その後は、関係部署が指導して行くことになるとの説明がありました。

さらに、委員から、非農地通知を出す際には、その後の用途について、何かしらの条件を付けることが出来ないかとの質問があり、事務局より、国からの通知には、非農地通知の発行にあたって、条件を付けられる旨の記載がないため、条件を付すことは難しいとの回答が

ありました。

また、委員から、今後、ほかの農地で、再度、〇〇〇〇の浚渫土の処分が行われる際には、きちんと耕作出来るような土を入れるように、〇〇〇〇〇への申し入れができないかとの意見があり、これに対し事務局より、今後、同じような事業が行われる情報を入手した際には、今回のようなことが起こらないように、〇〇〇〇〇へ申し入れを行いたいとの説明がありました。

以上のことから、審議番号1番から5番までの5件については、山林及び原野化しており、農地性が無いため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書75ページから77ページまでをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

○会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張及び通路の拡幅」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申出地が農家住宅の敷地の一部として利用されていることが判明したため、適法化を行い、また、農家住宅敷地に通じる通路の一部が狭く、農業用機械の出入りに支障があるため、申出地を通路の一部として拡幅したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、申出地の一部を許可なく転用されていたことについても悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「分家住宅」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、妻の実家に妻の両親等と同居していますが、子供が生まれて手狭になったため、実家に隣接する申出地に、分家住宅を建築したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適す

るもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号3番も、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、両親と実家に居住していますが、兄家族が実家に同居することになったため、分家住宅の建築を計画したところ、実家に比較的近い申出地に分家住宅を建築したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「医療・福祉施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、クリニックと介護老人保健施設を運営していますが、患者や利用者等の増加に伴い、駐車場が不足しているため、既存施設に隣接する申出地を駐車場として利用したく、申出されたものです。

委員から、申出地北側にある水路敷の法面管理について質問があり、現在、水路管理者と協議中である旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定して

おります。

審議番号5番及び6番の2件については、除外目的が「駐車場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、機械用歯車の切削工具の製造をされていますが、生産量の増加に伴い既存敷地が手狭になったことから、既存の駐車場に工場を建設し、新たに申出地を駐車場としたいと、申出されたものです。

委員から、申出地東側の水路との法面部分について、陥没したところがあったため、工事の際に補修してもらいたい旨の意見が出され、農業振興課から、その旨、申出人へ伝えるとの回答がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号7番及び8番の2件は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、鉄骨加工業を営んでいますが、既存敷地が手狭になっていることに加え、市外に借りている資材置場を、今回、申出地に一元化したいと申出されたものです。

委員から、申出地北側にパイプラインが通っているため、工事や利用の際に支障が出ないように注意して欲しいとの意見が出され、農業振興課から、申出人にその旨を伝えるとの回答を得ました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に

ある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

以上のことから、この8件については、申出どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、除外目的が「駐車場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書77ページ及び78ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

9・10

○会長

審議番号9番及び10番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号9番及び10番の2件については、除外目的が「診療所の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、診療所を運営していますが、当時の計画より来院者が増加しており、これにより駐車場が不足しているため、敷地の拡張を計画したところ、申出地は、既存敷地に隣接しているため、適地と判断し、申出されたものです。

委員から、診療所西側の申出地である605番1については、平成26年の農地転用時に同時に形状変更届が提出されており、現地調査では、樹木が伐採された箇所がほとんどであったため、形状変更届後に、耕作が行われたか否かの質問がありました。これについて、事務局が申出人からの聞き取りを行っていなかったため、後日、事務局が申出人に確認したところ、畑に形状変更した後に、ほうれん草や大根をそれぞれ2作の作付けを行ったが、病気を患い耕作出来なくなったため、草木が繁茂する状態になったとのことでした。

なお、その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件については、除外目的が「診療所の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書79ページをお開きください。

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1・2

○会長

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。
次に、議案書80ページをお開きください。

第10号議案 佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱について

○会長

第10号議案 佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。
佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱について、調査会において審議したところ、原案どおり同意相当として総会へ送ることに決定したものです。
以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。
続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。
佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱について、調査会において審議したところ、原案ど

おり同意相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり同意することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年10月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時21分 閉会